

議第 90 号

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

下呂市福祉医療費助成条例（平成16年下呂市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。 （１）・（２） （略） （３） 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。 ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」とい	（定義） 第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。 （１）・（２） （略） （３） 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。 ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」とい

改正後	改正前
う。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、<u>施行令第2条の4第6項</u>に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に定める額未満であるとき。 イ〜キ (略) (4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。 ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に定める額未満であるとき。 イ (略) 2・3 (略)	う。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、<u>施行令第2条の4第7項</u>に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に定める額未満であるとき。 イ〜キ (略) (4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。 ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に定める額未満であるとき。 イ (略) 2・3 (略)

この条例は、令和 6 年11月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 政府による異次元の少子化対策の支援策として、ひとり親世帯などに支給する児童扶養手当を拡充するため児童扶養手当法施行令が改正され、それに伴い児童扶養手当法施行令に条項のズレが生じたことにより、関係条文を改めます。

（第2条関係）

- （2） この条例は、令和6年11月1日から施行します。

（附則関係）